

監委公告第 1 号
令和7年1月24日

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14条の規定により公表する。

目 次

監査委員監査の結果に係る措置

一般・特別会計定期監査

令和5年度（2023年度） 財務 1

財政援助団体監査

令和5年度（2023年度） 財務 4

(関係条文)

・ 地方自治法第 199 条第 14 項

監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

指摘事項等																					
<p>【不透明な随意契約について】</p> <p>保育料納入通知書等の文書を保護者へ届けるため、随意契約により「文書配布等事務委託契約」が締結されているが、次のとおり、契約額の決定過程に不透明な点が見受けられた。</p> <p>令和 5 年度（2023 年度）に配付する文書が見直され、年間配付数は前年度 55,500 通から 25,450 通に減少したが、配付文書 1 通の単価が前年度 80 円から 182 円に変更されたことから、契約額は 444 万円から 463 万 1,900 円へ増額されている。</p> <p>単価の変更は配付文書 1 通当たりの所要時間を前年度の 4 分から 10 分に見直したことにより増額されているが、これは個人情報を含む文書であるため、受託者が内容を十分に確認して渡すよう変更したためとのことであった。しかし、契約書に添付された仕様書は、個人情報の流出等の事故の防止に十分注意すること」と記載されただけであり、前年度と同様であった。</p> <p>契約額等の推移</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">単価（円）</th> <th style="text-align: center;">数量（通）</th> <th style="text-align: center;">契約額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 5 年度（2023 年度）</td> <td style="text-align: center;">182</td> <td style="text-align: center;">25,450</td> <td style="text-align: center;">4,631,900</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度（2022 年度）</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">55,500</td> <td style="text-align: center;">4,440,000</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度（2021 年度）</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">60,000</td> <td style="text-align: center;">4,800,000</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度（2020 年度）</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">60,500</td> <td style="text-align: center;">4,840,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>単価の増額については、その理由を記した記録がなく、所管課の検討経過も不明であり、透明性に欠ける。さらに、仕様書の記載が改められていないことから、契約上、受託者が行うべき業務の内容に変更はなく、大幅な増額が妥当であるか判断できない。</p> <p>今後は、契約額の決定過程が不透明とならないよう十分に注意するとともに、仕様書には業務内容を適切に記載されたい。</p>			単価（円）	数量（通）	契約額（円）	令和 5 年度（2023 年度）	182	25,450	4,631,900	令和 4 年度（2022 年度）	80	55,500	4,440,000	令和 3 年度（2021 年度）	80	60,000	4,800,000	令和 2 年度（2020 年度）	80	60,500	4,840,000
	単価（円）	数量（通）	契約額（円）																		
令和 5 年度（2023 年度）	182	25,450	4,631,900																		
令和 4 年度（2022 年度）	80	55,500	4,440,000																		
令和 3 年度（2021 年度）	80	60,000	4,800,000																		
令和 2 年度（2020 年度）	80	60,500	4,840,000																		
措置内容	措置日																				
<p>仕様書について、実際の業務工程に対応した記載内容への修正を行った。また、実際の業務工程を反映した修正後の仕様書に基づき、積算を精査し、数量・単価の妥当性を再確認したうえで設計書を修正した。</p> <p>今後、業務内容を変更する場合を含め、検討、決定経過を記録・文書化し、事後において妥当性を検証・立証できるように取り組むこととした。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日</p>																				

指摘事項等

【行政財産の使用に伴う共益費の不適切な減額について】

行政財産の目的外使用許可により、A 団体は火の君文化センター内の一部を事務室及び倉庫として使用している。これに伴い、所管課は、熊本市財産規則（昭和 39 年規則第 52 号）第 19 条の 2 に基づき、光熱水費等及び維持保存のために通常必要とする経費（以下「共益費」という。）を算定し、請求する必要があるが、当該共益費の算定について、不適切な減額が見受けられた。

(1) 事務室 31.86 m²の共益費について

事務室の共益費について、次の理由により、73.5%が減額され、年額 34,408 円とされていた。

減額の理由

A 団体は、城南地域の地域文化やまちづくりの推進等地域福祉に大きく貢献する非営利団体であるため、高額な請求は団体の活動を妨げ、城南地域のまちづくり活動を衰退させることになる。また、市役所各施設に入居している他の団体と異なり、常勤の体制ではないため、不在の時間が多く、その間は占有している部分の水道光熱費はかかっていない。」ことから減額するとされていた。

減額の算定方法

減額前の額に、利用日数及び利用時間による減額率を乗じて算定されていた。

・利用日数による減額率

$130 \text{ 日 (A 団体の年間利用日数)} / 310 \text{ 日 (年間開館日数)}$

・利用時間による減額率

$8.75 \text{ 時間 (A 団体の利用時間)} / 13 \text{ 時間 (開館時間)}$

減額前後の比較

減額前：340 円 × 31.86 m² × 12 月 = 129,988 円

減額後：90 円 × 31.86 m² × 12 月 = 34,408 円

(73.5%の減額)

減額の理由の一つに、A 団体が地域文化等に貢献する団体である旨を挙げているが、これを理由として共益費を減額する制度的な根拠はない。また、事務室は、常時、A 団体によって占有されており、A 団体の関係者が利用する日数及び時間をもって、清掃、警備、設備点検等の維持保存のために通常必要とする経費（以下「維持管理経費」という。）を減額する算定に合理的な理由は見当たらない。

よって、事務室の維持管理経費に係る共益費の減額は不適切であるため、算定方法を改められたい。

(2) 倉庫 6.60 m²の共益費について

倉庫に係る共益費が請求されていないが、使用用途が倉庫であっても、維持管理経費は生じることから、請求しない理由にはならないため、共益費を請求されたい。

措置内容	措置日
<p>(1)事務室 31.86 m²の共益費について 本市には算定例はあるが明確な算定基準がないため、関係部署に算定方法等を確認・相談の上、令和6年度(2024年度)分から算定方法を改めて適切な共益費を算出するとともに、減額することなく当該団体に請求することとした。</p> <p>(2)倉庫 6.60 m²の共益費について (1)と同様に関係部署に算定方法等を確認・相談の上、令和6年度(2024年度)分から算定方法を改めて適切な共益費を算出するとともに当該団体に請求することとした。</p> <p>(1)(2)に係る当該団体への説明及び納入状況について 令和6年(2024年)4月18日に当該団体に経緯等を説明し、(1)(2)ともに了承を得た。また、(1)(2)ともに令和6年(2024年)4月26日に納入されたことを確認した。</p>	<p>令和6年(2024年) 4月18日</p>

指摘事項等	
<p>【自動販売機電気代の重複受領について】</p> <p>夢もやい館内の清涼飲料水自動販売機（以下この項において「自販機」という。）は、自販機設置者が市有財産貸付契約に基づき設置しているが、指定管理者は、施設全体の電気代を電力会社に支払っていることから、自販機設置者から電気代を徴収し、自らの収入としている。</p> <p>・指定管理者が徴収した自販機電気代（令和 4 年度〔2022 年度〕分）16,101 円</p> <p>指定管理料の内訳を確認したところ、自販機電気代を含む施設全体の電気代が指定管理料に算入されていたことから、指定管理者は、市及び自販機設置者から電気代を重複して受領していた。</p> <p>指定管理者が、自販機電気代を重複受領した要因は、所管課が、指定管理者公募時の夢もやい館管理運営仕様書において、指定管理者及び自販機設置者間で自販機電気代の支払いを協議することとしたにもかかわらず、施設全体の電気代に自販機電気代が含まれた状態で指定管理料の積算を行っていたため、指定管理者は自販機設置者から電気代を徴収し、自らの収入としたものである。</p> <p>指定管理者は、過去に受領した自販機電気代相当額を市へ支払われたい。</p> <p>所管課は、今後の自販機電気代について、誤りが生じないように適切に対応されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>自販機電気代を差し引いた指定管理料に協定変更し、支払済みの電気料については指定管理者から返還された。</p> <p>今後、指定管理者切り替えの際には、前回積算の内容分析と、指定管理期間途中に行った仕様の変更内容を十分に確認し、経費の重複等が生じないように徹底することとした。</p>	<p>令和 5 年（2023 年） 12 月 28 日</p>

指摘事項等	
<p>【不適切な委託契約について】</p> <p>熊本市流通情報会館におけるビルメンテナンス業務等の 22 件については、所管課の承諾後、指定管理者から一括して A 社へ委託されている。</p> <p>委託された 22 件の業務の一つである一般廃棄物収集運搬処理業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 6 項において、一般廃棄物の運搬等を他人に委託する場合の要件として、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者等に委託しなければならないと定められているが、A 社は要件を満たす者ではなかったため、A 社から B 社に再委託がなされていた。</p> <p>・ A 社への委託金額：33,038,940 円 （うち一般廃棄物収集運搬処理業務に係る金額：145,200 円）</p> <p>指定管理者は、法令に基づき、適切に指定管理業務を実施されたい。 所管課は、再委託の承諾の際は慎重に審査されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>一般廃棄物収集運搬業の委託先について、指定管理者より A 社から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている B 社へ委託先を変更する旨の委託先変更申請書の提出があり、当課にて慎重に審査後、承諾を行った。その後、当該業務について指定管理者と B 社にて契約したことを確認した。</p> <p>指定管理者が委託する業務については、指定管理者と当課との双方において要件等の確認を徹底し、業務遂行能力の審査を行う。特に、許可等の要件が必要な業務については、まずは指定管理者において法令遵守された契約であることを確認した上で業務委託承諾申請書を当課に提出し、当課においても慎重に審査を行った後に承諾を行い、指定管理者と委託先との契約書を確認する等、適切な契約に努めていく。</p>	<p>令和 5 年（2023 年） 8 月 25 日</p>

指摘事項等																																							
<p>熊本市小学校体育振興会 補助金の過払いについて</p> <p>学校保健会等運営補助金交付要綱に基づき、各小学校の部活動振興会に対して、所属する運動部活動数に応じて補助金が交付されており、補助金の申請に関しては、熊本市小学校体育振興会を通じて一括して行われている。各部活動振興会の決算書等を確認したところ、次のとおり、適正でないものが見受けられた。</p> <p>(1) 提出された決算書において、補助対象経費の支出が補助金交付額を下回っていたが、所管課はこれを看過し、交付額を確定させていた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部活動振興会名</th> <th>補助金交付額</th> <th>補助対象経費</th> <th>過大交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒髪小学校</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> <td style="text-align: right;">18,000</td> </tr> <tr> <td>泉ヶ丘小学校</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> <td style="text-align: right;">18,500</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> </tr> <tr> <td>中島小学校</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> <td style="text-align: right;">18,000</td> </tr> <tr> <td>託麻東小学校</td> <td style="text-align: right;">60,000</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> <td style="text-align: right;">54,000</td> </tr> <tr> <td>芳野小学校</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> <td style="text-align: right;">19,439</td> <td style="text-align: right;">561</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">92,061</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助対象経費として 20,000 円を支出したと報告されていたが、領収証の提出を求めて確認したところ、実際の支出は 2,000 円であり、18,000 円が過大に交付されていた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部活動振興会名</th> <th>補助金交付額</th> <th>補助対象経費</th> <th>過大交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桜木東小学校</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> <td style="text-align: right;">18,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>部活動振興会 6 団体へ過大に交付された合計 110,061 円については、市へ返還されたい。所管課は、補助金交付額を確定する際、必要に応じて領収証を確認するなど、慎重に審査されたい。</p>				部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額	黒髪小学校	20,000	2,000	18,000	泉ヶ丘小学校	20,000	18,500	1,500	中島小学校	20,000	2,000	18,000	託麻東小学校	60,000	6,000	54,000	芳野小学校	20,000	19,439	561	合計			92,061	部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額	桜木東小学校	20,000	2,000	18,000
部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額																																				
黒髪小学校	20,000	2,000	18,000																																				
泉ヶ丘小学校	20,000	18,500	1,500																																				
中島小学校	20,000	2,000	18,000																																				
託麻東小学校	60,000	6,000	54,000																																				
芳野小学校	20,000	19,439	561																																				
合計			92,061																																				
部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額																																				
桜木東小学校	20,000	2,000	18,000																																				
措置内容	措置日																																						
<p>過大交付となった 6 団体の合計 110,061 円は令和 5 年（2023 年）12 月にすべて返還された。</p> <p>各部活動振興会の会計処理適正化のために、総務省「コミュニティ団体運営の手引き」を参考に、令和 5 年度（2023 年度）中に「熊本市部活動振興会会計マニュアル（案）」を指導課にて作成。これを熊本市小学校体育振興会及び各部活動振興会で改編・活用してもらうよう働きかけている。</p> <p>指導課における交付申請・実績報告の審査機能を強化するため、引継書をより詳細なものへと改編した。</p> <p>各部活動振興会に対する調査体制を強化するため、今年度の学校訪問（帳簿点検）においては複数人体制での点検を行っている。</p>	<p>令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日</p>																																						

指摘事項等

熊本市小・中学校文化活動振興会
補助金の過払いについて

熊本市立小学校及び中学校文化部活動補助金交付要綱(以下この項において「要綱」という。)に基づき、小学校及び中学校の各部活動振興会に対して補助金が交付され、所属する文化部活動数に応じて交付額が決定される。補助金の申請に関しては、熊本市小・中学校文化活動振興会を通じて一括して行われており、補助対象経費である各文化部の活動費は交付額を超えることと定められている。各部活動振興会の決算書等を確認したところ、次のとおり、適正でないものが見受けられた。

- (1) 補助対象経費の支出は1,000円と報告されていたが、所管課はこれを看過し、交付額を確定させていた。

(単位:円)

部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額
北部中学校(放送部)	20,000	1,000	19,000

- (2) 補助対象経費として34,000円を支出したと報告されていたが、領収証の提出を求めて確認したところ、実際の支出は18,097円であり、1,903円が過大に交付されていた。

(単位:円)

部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額
長嶺中学校(放送部)	20,000	18,097	1,903

部活動振興会2団体へ過大に交付された合計20,903円については、市へ返還されたい。

また、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)及び要綱等で定められた書類(各部活動振興会の事業計画書、予算書、事業実績報告書及び決算書等)が徴取されておらず、各部活動振興会の予算及び決算の一覧表をもって補助金交付事務が行われていた。所管課は、職員の業務知識の向上、各部活動振興会及び熊本市小・中学校文化活動振興会への指導・啓発等、再発防止に向けた対策を講じられたい。

措置内容	措置日
<p>過大交付となった2団体合計20,903円は令和5年(2023年)12月にすべて返還された。</p> <p>各部活動振興会の会計処理適正化のために、総務省「コミュニティ団体運営の手引き」を参考に、令和5年度(2023年度)中に「熊本市部活動振興会会計マニュアル(案)」を指導課にて作成。これを熊本市小・中学校文化活動興会及び各部活動振興会で改編・活用してもらうよう働きかけている。</p> <p>指導課における交付申請・実績報告の審査機能を強化するため、引継書をより詳細なものへと改編した。</p> <p>各部活動振興会に対する調査体制を強化するため、今年度の学校訪問(帳簿点検)においては複数人体制での点検を行っている。</p> <p>必要書類や事務処理の流れについては、あらためて熊本市小・中学校文化活動振興会と共有・整理しながら改善を進めているところである。</p>	<p>令和6年(2024年) 3月31日</p>